

仙台市文化芸術推進基本計画（中間案）について

1 策定の目的・位置づけ

本市の文化芸術に関する施策を体系的に整理するとともに、文化芸術が持つ多様な力をまちづくりに生かすため、本計画を策定するもの。

この計画は、文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」及び、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置づける。また文化芸術が様々な分野に貢献し得るものであることから、仙台市基本計画をはじめ、他の関連する計画等とも連携を図る。

2 これまでの経過

- 令和 5 年 3 月 第 1 回懇話会（本市文化芸術振興の現状、市民意識調査結果等）
- 7 月 第 2 回懇話会（本市における文化芸術分野に関する現状分析）
- 9 月 第 3 回懇話会（計画骨子案）
- 1 1 月 第 4 回懇話会（計画中間案審議、パブリックコメントの実施）

3 中間案の概要（別紙参照）

- (1) 計画策定の目的・位置づけ
- (2) 計画期間・計画の範囲
 - 期間は令和 6 年度から令和 1 0 年年度までの 5 年間
 - 計画の範囲には、芸術、伝統芸能、文化財や生活文化等の他、災害文化も含む。
- (3) 文化芸術振興に係る今後の方向性
- (4) 計画の全体像
 - 基本理念「多様な個性が輝き、まちの未来を拓く～ひとりひとりがよりよく生きる文化芸術の杜～」
- (5) 重点プロジェクト・施策と主な取組み
- (6) 計画の推進（推進体制・進捗管理・評価指標）

4 パブリックコメントの実施

- (1) 意見募集期間
 - 令和 5 年 1 1 月 2 2 日（水）～令和 5 年 1 2 月 2 1 日（木）
- (2) 提出方法
 - 電子申請、電子メール、郵送、ファクス
- (3) 周知方法
 - 市政だより 12 月号、市HP及び関係団体等にパブリックコメントの実施案内
 - 市HPにおいて中間案及び全体版の閲覧
 - 市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、青葉区・泉区中央市民センター、各区役所・総合支所、各文化センター等では中間案配付、全体版を配架

5 今後の予定

- 令和 5 年 11 月 常任委員会（中間案及びパブリックコメント実施の報告）
 - パブリックコメント実施（11/22（水）～12/21（木））
 - シンポジウム開催（11/26（日））
- 令和 6 年 1 月 常任委員会（パブリックコメント結果報告）
 - 2 月 第 5 回懇話会
 - 3 月 定例教育委員会（付議）